

第二期

御殿場市
子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和 2 年 3 月

1 計画策定の目的

平成 27 年度にスタートした国の子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における養育支援などを総合的に推進することを目指しています。

本市は新制度の下で、平成 27 年度から「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を推進しています。この計画に基づき、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意しつつ、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図っています。

「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和 2 年度を始期とする「第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き一人一人の子どもの健やかな育ちと子育て家庭を社会全体で支援する社会の実現を目指していきます。

2 計画の期間

本計画は、令和 2 年度（西暦 2020 年）から令和 6 年度（西暦 2024 年）までの 5 年間の計画の期間とします。

計画の期間中は事業の進捗状況を管理するとともに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、原則、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。なお、計画の中間年でない場合であっても、計画変更の必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。

2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
御殿場市子ども・子育て支援事業計画					第二期 御殿場市子ども・子育て支援事業計画				

3 御殿場市の子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口の推移

総人口は、平成22年と比較すると952人減少しています。

人口の伸び率は、平成17年、22年にやや増加傾向を示していましたが、平成27年は-1.1%となっています。



(2) 児童(0~11歳児)人口の推移

小学校6年生までの児童(0~11歳児)の人口は、平成26年から減少傾向です。平成31年は9,683人で、平成26年と比較すると1,101人の減少となっています。



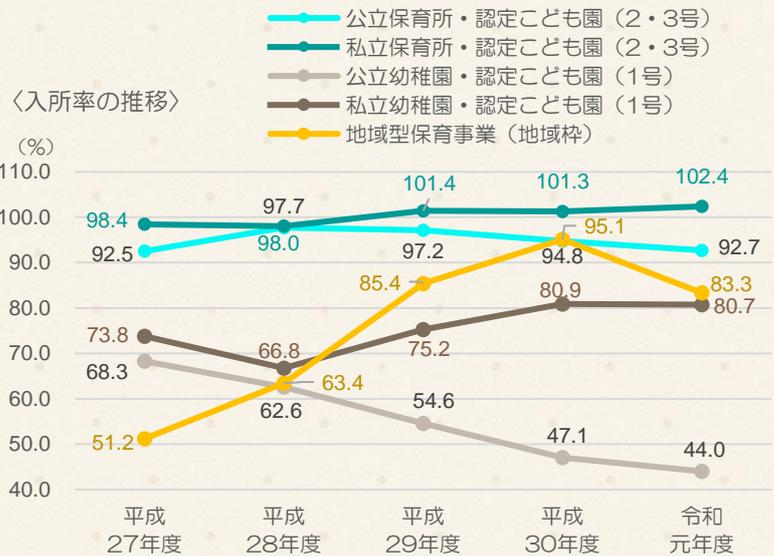
(3) 子育て支援に関する状況

令和元年度5月時点の教育・保育施設や地域型保育事業の状況について、保育所及び認定こども園は、公立が9か所、私立が9か所あります。

地域型保育事業所は4か所あり、いずれも私立の施設です。

幼稚園は、公立が8か所、私立が2か所あります。

なお、各年度5月の施設種別ごとの入所率の推移は、右表のとおりです。



(4) 将来の子どもの数の推計

計画の最終年度である令和6年度における人口の推計は、総人口が86,538人、0~11歳児は8,550人(0~5歳児:4,126人、6~11歳児:4,424人)で、総人口に対する児童の割合は9.9%と見込まれます。



※推計にあたっては、平成27年度から平成31年度までの住民基本台帳(各年3月31日時点)を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率を用いて算出しました。

4 計画の基本理念



全ての子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに育つためには、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人々が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望ととらえることが必要です。

今後子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの利益が最大限に尊重されること」の実現を第一に考えます。

5 計画の基本的な視点

本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

1 子どもの視点

2 利用者の視点

3 社会全体による支援の視点

4 ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) 実現の視点

5 全ての子どもと家庭への支援の視点

6 地域における社会資源の効果的な
活用の視点

7 事業の質の視点

8 地域特性の視点

6 教育・保育提供区域の設定

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスを考慮し、本市では教育・保育における教育・保育提供区域(基本型)を、6区域(御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区)に設定します。

地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や現状の事業実態から、教育・保育提供区域を事業ごとに設定します。



7 事業計画

(1) 教育・保育

現行の学校教育法に位置づけられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする「教育（幼児期の学校教育）」と、児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした「保育」について、計画期間における認定区分ごとの「量の見込み」、「確保の内容」を定めました。

〈認定区分〉

認定区分	対象者	年齢	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、教育を希望するもの	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	3～5歳	あり	保育所、認定こども園、幼稚園の一部
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「保育の必要な事由」に該当するもの	0～2歳	あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業*

※このほかの保育施設として、認可外保育施設があります。

※地域型保育事業とは？

- ①家庭的保育（保育ママ）…家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を保育
- ②小規模保育…少人数（定員6～19人）を保育
- ③事業所内保育…事業所の保育施設等で、従業員の子と地域の子を一緒に保育
- ④居宅訪問型保育…保護者の自宅で、1対1で保育。ベビーシッターなどが該当



〈教育・保育の量の見込みと確保の内容（市全域）〉

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	①量の見込み	948	925	882	873	858
	②確保の内容	1,797	1,797	1,797	1,826	1,826
	差（②-①）	849	872	915	953	968
2号認定	①量の見込み	1,208	1,179	1,125	1,113	1,094
	②確保の内容	1,213	1,213	1,213	1,295	1,295
	差（②-①）	5	34	88	182	201
3号認定 （0歳）	①量の見込み	211	206	201	199	197
	②確保の内容	217	226	226	235	235
	差（②-①）	6	20	25	36	38
3号認定 （1～2歳）	①量の見込み	669	660	666	652	641
	②確保の内容	709	709	709	739	739
	差（②-①）	40	49	43	87	98

令和6年度を目標に量の見込みに応じた教育・保育の提供体制の整備を進めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

幼稚園・保育所や認定こども園といった教育・保育施設などを利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施していきます。

事業名※	事業の内容	確保の内容（市全体）と実施の方向性		
		令和2年	令和4年	令和6年
延長保育事業	保育の必要性の認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。	1,031人 (21か所)	983人 (21か所)	954人 (22か所)
		引き続き、保護者の希望に応じた事業を提供していきます。		
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	1,217人	1,317人	1,317人
		入所率の増加による需要増が続いており、今後も需要が横ばい又は微増すると推測されることから、需要状況に対応する供給体制の確保に努めます。		
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	0人日	0人日	0人日
		保護者のニーズの把握を行い、必要に応じて広域利用を含めた事業実施の可能性を検討していきます。		
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	90,020人回	90,020人回	90,020人回
		地域の子育て支援団体との連携を図り、情報の集約・提供を実施するとともに、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場として気軽に参加できる場を提供します。		
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。 </div> <div style="width: 45%;"> 幼稚園型 幼稚園型 以外 </div> </div>	35,500人日 (10か所)	35,500人日 (10か所)	35,500人日 (10か所)
		保護者のニーズを注視しつつ、事業のさらなる効率実施について検討していきます。		
		13,335人日 (23か所)	13,241人日 (23か所)	13,180人日 (23か所)
		保育士の確保等により、保護者が希望する日に利用できるような事業の実施に努めます。また、保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、事業のさらなる周知等に努めます。		
病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。	4,080人日 (4か所)	4,080人日 (4か所)	4,080人日 (4か所)
		保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。		



事業名※	事業の内容	確保の内容（市全体）と実施の方向性		
		令和2年	令和4年	令和6年
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（委託会員）と当該援助を行うことを希望する者（受託会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	3,623 人日	3,412 人日	3,217 人日
		事業のさらなる周知を図るとともに、保護者が利用しやすい環境の整備や受託会員の安定的な確保に引き続き努めます。		
利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	2か所	2か所	2か所
		<p><その他（特定型に準じた取組）> 市担当部署の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所等や各種の保育サービスに関するわかりやすい情報提供・利用に向けての支援を行います。</p> <p><母子保健型> 母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等専門職が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を目指します。</p>		
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	1,059 人 (11,649 人回)	1,014 人 (11,154 人回)	990 人 (10,890 人回)
		母子ともに安全・安心な出産を目指し、妊婦が受診することが望ましい健康診査の回数（14回）を受診するよう勧奨するとともに、引き続き受診の支援に努めます。		
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	722 人	691 人	675 人
		訪問に従事する人員を確保し、全戸訪問に努めるとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、事業の実施に際して、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。		
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	20 人	20 人	20 人
		訪問に従事する人員を確保し、関係機関と連携できる体制づくりに努めるとともに、乳幼児家庭や不適切な養育状態にある家庭等に対し、訪問支援者がその居宅を訪問し、養育に関する必要な支援を行っていきます。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	100 人	100 人	100 人
		新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち低所得世帯の副食費を対象に事業を実施し、特定教育・保育施設や特定地域型保育施設利用者との均衡を図ります。なお、「日用品、文房具等の購入に要する費用等」に対する補足給付は、事業の実施について引き続き検討していきます。		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	4か所	4か所	4か所
		新制度後に参入してきた事業者に対して引き続き支援を継続するとともに、新たに参入する事業者があれば支援に努めていきます。		

※数値目標のある事業を掲載しています。



(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

一人一人の子どもに対する質の高い教育・保育及び地域の子育て支援が一体的に提供されるよう、次の点を重視します。

① 認定こども園の普及

- ・ 認定こども園の普及に当たっては、民間活力の活用も視野に入れ、民間事業者に対して、認定こども園に関する情報提供や補助金等の効果的な活用を促進することで、民間の既存幼稚園や保育所が認定こども園に移行するための支援を行っていきます。
- ・ 公立の教育・保育施設も必要に応じて認定こども園への移行について検討していきます。

② 教育・保育の質の確保

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、専門的知識や技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努めます。
- ・ 幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。
- ・ 教育・保育施設のそれぞれの従事者が合同で行う研修を継続して実施し、小学校・中学校における教育へと一貫してつながるような取組を推進します。

③ 関係機関との連携

教育・保育施設と地域型保育事業者が相互の連携・接続を推進するため、また、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進するため、研修の実施や職員同士で交流する場を設ける等により、情報交換等を行う機会を提供し関係機関相互の連携の強化を図ります。

(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。



(5) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に育児に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の促進、障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等について、静岡県が行う施策と連携を図りながら事業を推進します。

① 児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行うため、関係機関が連携し切れ目のない子育て支援により虐待の予防に努めます。
- ・ 児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携強化に努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

③障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- ・障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を推進します。また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、関係機関が一体となって各種の施策を行っていく等、療育支援体制の充実に努めます。
- ・発達相談センターが中核となって関係機関が連携し、「発達支援システム」を活用した支援体制の充実を図ります。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスと住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの利用料が無料になるとともに、これまで給付の対象外であった施設・事業に対する新たな給付制度が創設されました。

この新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」について、保護者にわかりやすく情報提供するとともに、対象となる施設の意向を踏まえつつ、保護者の利便性や過誤請求・支払い防止のための取組みなどの総合的なバランスを考慮し、円滑かつ適正な給付の実施に向けた体制の整備や給付方法の検討を行っていきます。

また、静岡県や施設所在市町村との連携・情報共有を図り、確認や指導監督等の法に基づく事務を適切に行います。

8 計画推進の方策

(1) 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化等、様々な分野や社会情勢と関連しているため、その関連施策と総合的かつ一体的に推進していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、御殿場市子ども・子育て会議などを通じて、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴取しながら、地域社会を構成する様々な団体・機関との連携を図っていきます。これにより、地域及び社会全体で子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることで、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。



(2) 計画の進捗管理と評価

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、計画に基づく事業の実施状況の把握、点検を行い、御殿場市子ども・子育て会議等において評価を実施します。その評価結果に基づき、速やかに改善につなげていくことで、計画の実効性を高めていきます。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要性に応じて、柔軟に計画の見直しを行っていきます。